

千葉県勝浦市における一時滞在施設に係る消毒作業の完了等について

令和2年2月26日

内閣官房

政府からの強い要請を受けて、千葉県及び勝浦市の了承の下、チャーター機第一便で中国から帰国された方々が滞在することとなった千葉県勝浦市にある民間の施設について、政府において、公益社団法人日本ペストコントロール協会に委託して実施してきた消毒作業については、下記のとおり完了しておりますのでお知らせします。

また、今回の一時滞在施設による帰国者の受入れの概要は別添1のとおりです。

なお、当該施設における帰国者の受入れの経緯、対応等に係る報告会を国、千葉県、勝浦市、ホテル等で28日(金)に開催する方向で調整していましたが、延期する方向となりましたので併せてお知らせします。

記

○消毒作業の実施期間・場所

令和2年2月15日(土) ～ 令和2年2月21日(金)

勝浦ホテル三日月

○消毒作業の実施事業者

公益社団法人日本ペストコントロール協会

※消毒作業の概要については、別添2参考をご参照ください。

千葉県勝浦市の一時滞在施設におけるチャーター機第1便による帰国者の受入れの概要

- ・1月29日、政府の用意したチャーター機第1便で中国・武漢市から帰国した日本人のうち、国立国際医療研究センターでの検査等を経て、191名の方が千葉県勝浦市の一時滞在施設（勝浦ホテル三日月）に入所いたしました。
- ・入所された方々については、その後他の施設に移動された方や、発熱等の症状による病院への搬送等により、結果として、176名の方が世界保健機関（WHO）の示す新型コロナウイルスの最大の潜伏期間（12.5日）が経過するまで同施設にて過ごし、2月11日に実施したPCR検査の結果、176名全員が陰性との通知を受けて、健康観察を終了し、12日及び13日に退所いたしました。
- ・健康観察期間中は、千葉県保健所及び亀田総合病院による感染予防の指導の下、ホテル従業員及び千葉県、勝浦市、国等の職員による生活支援を行いました。また、亀田総合病院の看護師が24時間常駐する体制を確保するとともに、亀田総合病院及び千葉県保健所による帰国者の健康管理に加え、千葉県DPATによるメンタル面でのケアも実施いたしました。
- ・これまでのところ、上記退所者に加え、支援に当たったホテル従業員をはじめ国・県・市・病院の関係者の中から、2次感染は確認されていません。ホテルについては、厚生労働省の基準に基づき、千葉県保健所の指導の下、公益社団法人日本ペストコントロール協会による徹底した消毒作業が実施されました。
- ・勝浦市の皆様からは、職員の派遣以外にも、中学生による帰国者に対するメッセージいただくなどの支援が寄せられたほか、多くの市民の皆様から帰国者への励ましが寄せられました。また、一時滞在施設となったホテルについては、消毒作業終了後、徹底した清掃が行われ、適切な休業期間を2週間取った上で3月1日から営業を再開する予定と伺っております。
- ・なお、1月29日に帰国され、千葉県勝浦市の一時滞在施設に入所された方の代表会見については、以下のサイトをご参照ください。

※首相官邸ホームページ「湖北省に在留する方々の帰国のために派遣したチャーター便（第1便）により帰国された方の代表会見（令和2年2月12日（水）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20200212daihyokaiken.html>

勝浦市ホテルにおける消毒作業について（概要）

令和2年2月16日

公益社団法人 日本ペストコントロール協会

当協会は、害虫獣からウイルスまで、有害生物全般に対応する事業者で構成される組織です。通常の公衆衛生や環境衛生事業に加え、以下の様な活動を実施しております。

- ・震災等の災害や台風等の自然災害時における、災害廃棄物の消毒、浸水家屋消毒、害虫発生防除等
- ・鳥インフルエンザや豚熱発生時における発生農場近隣での車両消毒
- ・デング熱国内発生時における代々木公園内等での防疫対応
- ・ヒアリ、アライグマ等、侵略的外来生物の侵入に係る調査や防除

既に、1月から新型コロナウイルス関連の消毒につき、各地で消毒対応を実施しているところではありますが、このたび政府の委託により、勝浦市ホテルにおける中国からの帰国一時滞在者の皆様退出後の消毒を下記のとおり実施いたします。

記

1. 消毒作業の実施期間

令和2年2月15日（土）～ 令和2年2月21日（金）（予定）

※ 15日は、作業準備等を行い、翌日の16日から消毒作業を開始予定

2. 陽性患者居室及び動線等

- ・感染症対応装備（防護服、n95マスク、ゴーグル、2重グローブ（インナー・アウター）、長靴+アウターカバー等）での消毒を行う。
- ・畳や布団等は消毒のうえ廃棄。
- ・原則として「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」の（MARS）に基づいた消毒とする。
清拭および噴霧処理。薬剤は場所により、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール製剤等を使い分ける。
必要に応じて空間処理実施。
- ・ウイルスの滅菌および揮発性の高い薬剤使用等の観点から、作業中は換気を積極的に実施する。

3. 上記2以外の全館（帰国者の立ち入りが無かった厨房等も含む）

通常消毒時装備で実施。消毒作業の内容は上記2と同様。

4. その他

作業についてデモンストレーションを行いますが、あくまで作業イメージとなります。実際の現場は場所により間取りや内装等の仕様が異なるため、都度適切な処置を行います。



本件に関するお問合せ先

（公社）日本ペストコントロール協会

TEL03-5207-6321 FAX03-5207-6323